

## 不当な憲法解釈変更抗議し、集団的自衛権の行使容認に反対する声明

2014年7月1日、安倍晋三内閣は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」とする閣議決定をおこなった。その内実は、従来日本政府が「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている」としてきた憲法解釈を変更し、特定の条件下において集団的自衛権の発動が可能であるとする内容を含むものである。今後、この新たな解釈に基づく法整備が進められることが予想されるが、こうした動きは以下の点において重大な問題をはらむものと言える。

第一に、平和主義に対する理念的な問題がある。日本国憲法は平和のうちに生存する権利をうたい武力による威嚇・行使の放棄を規定しているにもかかわらず、日本政府はこれまで「日米同盟」のもとアメリカの戦争に形態を変えながら加担しており、直近のイラク戦争においては自衛隊を「支援」として派遣している。集団的自衛権はその延長上にあるもので、武力による国際紛争に関与するこうした方針そのものが日本政府を規定する憲法の理念に真っ向から反するものである。

第二に上記と関連して、集団的自衛権行使の容認に基づく制度変更によって、現在の状況下において具体的な日本の武力行使の可能性が拡大する。これまでは集団的自衛権の行使を認めない憲法が、曲がりなりにも海外における武力行使を禁止するという一定の歯止めとなってきた。集団的自衛権の行使容認はこうした歯止めをはずすもので、日本が海外における戦争に主体的に参加することを可能とする一步に他ならない。また周辺諸国との平和的な問題解決に対して負の影響を与えることも危惧されるものである。

第三に、閣議決定による憲法解釈の変更という手法が民主主義的な手続きに反することである。憲法に規定されるべき政府が自律的に閣議決定で憲法の解釈を変更することは、これまで問題を含みつつも整備されてきた既存の民主主義的プロセスを迂回し、かつ無視する企てである。これまでも96条先行改憲論などの形で表出していた安倍内閣の誤った憲法観・国家観に基づく、民主主義と立憲主義を著しく侵す行為で、到底受容することはできない。

すなわち、今次の閣議決定は、武力を外交手段とする国家としての歩を強引に進めるもので、日本政府の従うべき平和主義・民主主義・立憲主義に対する明白な侵害である。

以上の理由により、当会は、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈変更の閣議決定に抗議するとともに、この閣議決定に基づき日本政府が行動することに反対する。

2014年7月7日  
東京歴史科学研究会